

## 9 農薬の使用や管理に注意しましょう

農薬を使用する場合には、農薬の種類や使用方法を必ず確認して適正に使用するとともに、周辺農作物への飛散影響を防止し、住宅地に近接する生産ほ場では、周辺住民に対して事前に看板や書面等により周知に努めるなど、環境保全の確保にご協力ください。

また、盗難及び紛失を防ぎ、誤飲等の事故が発生しないよう、鍵のかかる場所に保管するなど、適正な保管管理を行ってください。

### 《 注意点 》

下記の項目を注意して作業を行ってください。

- 1 ラベルをよく確認し、記載事項を守りましょう
- 2 有効期限の切れた農薬は、使用しないようにしましょう
- 3 無登録農薬の疑いのある資材を、使用しないようにしましょう
- 4 手袋、マスク、防除衣等の保護具を必ず着用しましょう
- 5 土壌くん蒸剤を使用する際は、被覆を行う等、揮散に注意しましょう
- 6 農薬が周囲に飛散しないよう、風向き等に十分注意しましょう
- 7 住宅地等で農薬を使用する際は、周辺住民の方に十分配慮しましょう
- 8 養蜂が行われている地域では、事前に農薬使用の情報提供をするなど危害防止対策を行いましょう
- 9 農薬は、安全な場所に保管しましょう
- 10 農薬は、他の容器（飲料用容器等）へ移し替えないようにしましょう

## 10 【市事業】浜松市肥料価格高騰対策支援交付金について

肥料価格の高騰に伴う農業経営への影響緩和とともに、肥料コスト低減体制への転換を進める取組を支援するために、【国事業】肥料価格高騰対策事業費補助金の交付を受ける取組実施者を対象に「浜松市肥料価格高騰対策支援事業」を実施します。

今後、市ホームページに詳細を掲載しますのでご確認ください。

なお、取組実施者とは5戸以上の農業者グループであり、個別の農業者単位の申請ではありませんのでご注意ください。

問い合わせ先：浜松市農業振興課 生産環境グループ  
電話 053-457-2332

## ◆ 担い手通信 ◆

令和4年度 第3号

浜松市担い手育成総合支援協議会事務局 浜松市農業振興課

### 1 令和4年度New浜名湖アグリフォーラム開催のお知らせ

令和4年度のテーマは、“私たちが目指す農業経営「小さなカイゼンから踏み出す第一歩」”です。

肥料価格の高騰、長期化するコロナ禍など農業現場は様々な問題と格闘しています。このような中で農業経営をしていくためには、日々の課題を「カイゼン」し、乗り越えていく工夫が必要です。そうした工夫を参加者で共有し、地域農業を盛り上げていきましょう。

- 日時 令和5年2月8日（水） 午後1時～4時（予定）  
会場 浜北文化センター 小ホール（浜松市浜北区貴布祢 291-1）  
主催 New 浜名湖アグリフォーラム実行委員会  
（事務局：静岡県西部農林事務所：TEL 458-7212）  
共催 静岡県西部農林事務所、浜松市  
内容 ①令和4年度改善事例の報告（アグリフォーラム実行委員会）  
②「経営改善で実現するこれからの農業経営」  
講師：佐川友彦（ファームサイド株式会社代表取締役）  
詳細 詳細や参加申込は12月上旬に下記ホームページで公開します。  
<https://www.pref.shizuoka.jp/sangyou/sa-770/index.html>  
参集者 浜松地域等の農業者、商工業者、関係機関 100名程度

### 「New浜名湖アグリフォーラム」とは

本フォーラムは、農に関わる者が一堂に会し、より良き未来のために夢や希望を語り合い、互いに学び育て合うことで、新たな可能性を発見していくことを目的に、年1回開催しています。

フォーラム実行委員会は、西部地域（浜松市・湖西市）の若手を中心とした農業者の組織です。

## 2 「スマート農業推進事業費補助金」への事業申請募集

浜松市におけるスマート農業の普及促進と農業者の所得向上・農業産出額の向上を図り、「もうかる農業」を実現させるため、認定農業者による先進的栽培技術設備等の購入に補助金を支給します（補助事業への採否は審査により決定します）。

現在、令和5年度の事業申請を募集しています。ご応募いただいた事業は、審査会での審議の後、予算の範囲内で採否ならびに助成金額を決定します。

詳しくは、浜松市ホームページ（[https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/nousei/portal/smartagri\\_hojo.html](https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/nousei/portal/smartagri_hojo.html)）またはサイト内検索で「スマート農業補助金」をご確認ください。

### 【補助金の申請資格】

「浜松市の認定農業者」または「浜松市の認定農業者3人以上で構成された農業者団体」

### 【補助対象経費の概要】

「AI機能・IoT機能が搭載されたスマート農業機器の購入」を念頭に、主に次のような経費を補助対象とします。なお、補助対象になる機器等の具体的なイメージが掴みにくい場合は、農林水産省のスマート農業技術カタログも参考としてください（[https://www.maff.go.jp/j/kanbo/smart/smart\\_agri\\_technology/smartagri\\_catalog.html](https://www.maff.go.jp/j/kanbo/smart/smart_agri_technology/smartagri_catalog.html)）。スマート農業技術カタログに掲載されている機械の購入については、原則として④に該当するものと判断します（機械の購入に限ります）。

①	野菜や花き等の周年・計画生産を行う、高度な環境制御が可能な太陽光利用型植物工場に近い栽培形態にするために必要な統合環境制御装置及び養液栽培システム等の導入設置費用
②	IOT機能を用いて遠隔で生産に必要な環境要素を測定・確認できるシステムの導入設置費用（パソコン、タブレット、スマートフォン本体は補助対象外）
③	AI・IoT機能を用いて遠隔で生産に必要な環境要素を制御できるシステムの導入設置費用（パソコン、タブレット、スマートフォン本体は補助対象外）
④	上に掲げるもののほか、自動走行農業機械、農業用アシストスーツ、自動判別装置が組み込まれた収穫機・選果機等、先進的栽培技術を活用した機械の導入設置費用

## 8 300㎡以上の農地等から生産緑地地区の指定ができるようになりました

これまで生産緑地地区（※1）指定の面積要件は一団の農地等で500㎡以上でしたが、「生産緑地法」改正及び「浜松市生産緑地地区の区域の規模に関する条例」制定に伴い、令和2年より浜松市では300㎡以上から指定ができるようになりました。

なお、本要件以外の以下の2つの要件については従来どおりです。

1. 市街化区域内の一団の農地等（※2）で、公害又は災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ、公共施設等の敷地の用に供する土地として適しているものであること。
2. 用排水その他の状況を勘案して農林漁業の継続が可能であること。

※1 生産緑地地区：市街化区域内の良好な都市環境の形成に資する農地等のうち、要件を満たす土地を浜松市の指定指針に基づき審査し、都市計画の手続きを経て指定するものです。指定されると、固定資産税及び都市計画税等の優遇を受けられますが、農地等の管理義務や建築等の行為制限がかかります。詳しくは、浜松市緑政課までお問合せください。

※2 農地等：農業の用に供されている農地、採草放牧地、林業の用に供されている森林、漁業の用に供されている池沼

問い合わせ先 浜松市都市整備部緑政課 緑地保全グループ  
電話：053-457-2597

## 7 令和4年から農業者年金制度がさらに便利になりました

農業者年金に少しでも興味ございましたら、パンフレットなどをお送りします！  
お宅へ説明にお伺いすることもできます！お気軽にお問い合わせください。

### ポイント1

35歳未満で政策支援加入の対象とならない方は、保険料の納付下限額が2万円から1万円に引き下げられました。【令和4年1月1日から】

【保険料引き下げ（保険料1万円以上）の対象者】

次の①～⑤のいずれにも該当しない方

- ① 認定農業者かつ青色申告者
- ② 認定新規就農者かつ青色申告者
- ③ ①または②の者と家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者または直系卑属
- ④ 認定農業者または青色申告者
- ⑤ ①または②以外の農業を営む者の直系卑属で、その農業に常時従事する後継者

留意事項：通常加入で2万円未満の保険料を選択している方が、35歳になったまたは認定農業者になった等上記①～⑤のいずれかに該当した場合には、通常加入の保険料を2万円以上に変更または政策支援加入の手続きが必要となりますので、ご注意ください。

### ポイント2

農業者年金の受給開始時期の選択肢が広がりました【令和4年4月1日から】

【対象者：昭和32年4月2日以降に生まれた方】

○農業者老齢年金 … 65歳以上75歳未満の間で、受給開始時期を選択（=裁定請求）することができるようになります。（裁定請求せずに75歳に達した場合は、75歳から年金を受給することになります。）

○特例付加年金 … 受給要件を満たしていれば、いつでも受給開始時期を選択（=裁定請求）することができるようになります。なお、農業者老齢年金とは異なり、受給開始年齢の上限はありません。

### ポイント3

農業者年金の加入可能年齢の上限が引き上げられました【令和4年5月1日から】

○農業者年金に加入できる年齢が、20歳以上60歳未満から20歳以上65歳未満に引き上げられました。

（ただし、国民年金の任意加入者であって、年間60日以上農業に従事している方に限ります。）

※以上の改正点は、平成14年から始まった新たな年金事業（新制度）のみが対象になります。

#### ■問い合わせ先■

浜松市 農業委員会事務局  
中、東、西、南区 電話：053-457-2481  
北区 電話：053-523-3106  
浜北、天竜区 電話：053-585-1118

#### 【補助対象となる機器の例】

- 自動操舵機能付きのトラクター
- 農薬等散布・生育監視用のドローン
- センサーとAIを活用した圃場情報分析システム
- 自律走行機能付きの運搬支援ロボット
- 温度・湿度・光環境・炭酸ガス環境などの統合的な制御装置
- IoTを活用した水田用水管理システム

#### 【補助金額】

- 補助対象経費の2分の1以内の額（上限600万円）とし、予算の範囲内で決定します。

#### 【申し込み方法】

- 郵送または持ち込みにて、必要書類を農業水産課に提出してください。
- 受付期限：令和5年1月6日（金） 午後5時00分まで

#### 《受付場所・問い合わせ先》

浜松市産業部 農業水産課 次世代農業推進グループ 担当：松尾  
〒430-8652 浜松市中区元城町103-2（浜松市役所 本館6階）  
電話：053-457-2328 FAX：050-3606-6171  
E-mail：nousui@city.hamamatsu.shizuoka.jp

## 3 食と農林漁業の新たな事業創出・育成事業

本事業は、平成25年度の開始以来、これまでに多くの市内事業者を活用されてきました。この度、これまでに採択された事業の一部を紹介する“浜松市未来を拓く農林漁業育成事業費補助金「食と農林漁業の新たな事業創出・育成事業」”を発行しましたので、本通信に同封させていただきます。今後事業申請を計画されている皆様の参考となれば幸いです。

問い合わせ先 浜松市産業部 農業水産課  
電話：053-457-2334

## 4 商用データベース「ルーラル電子図書館」の利用について

浜松市立城北図書館では、インターネットコーナーにおいて商用データベース「ルーラル電子図書館」の閲覧サービスをおこなっております。

「ルーラル電子図書館」とは、一般社団法人農山漁村文化協会が運営する有料会員制農業情報提供サイトで、雑誌『現代農業』の掲載記事や『農業技術体系』『日本農書全集』などの専門書のほか、動画コンテンツを含めた数多くの資料をデータベース化したサービスです。

収録資料を基に、病害虫の情報や農薬の使用方法、作目の基本的な栽培方法から、雑誌に特集された全国の農家の新しい工夫まで、さまざまな情報を検索して、該当の記事や動画を閲覧する事が可能です。

気になる記事があれば1記事につき1部プリントアウトが可能です（別途印刷代必要。閲覧のみは無料）。

農業経営者の抱えるいろいろな問題に対して、課題解決の「ヒント」を見つける事ができるかもしれません。何冊もの書籍をあたったり、インターネットで不確かな情報を探す前に、一度、ルーラル電子図書館をご利用してみてもはいかがでしょうか？

【参考】ルーラル電子図書館紹介ホームページ（農山漁村文化協会作成サイト）

<https://lib.ruralnet.or.jp/info/aboutus.html>

### 【問い合わせ先】

浜松市立城北図書館 〒432-8003 浜松市中区和地山二丁目37番2号  
TEL 053-474-1725

開館時間 月曜日から金曜日（休日を除く） 午前9時～午後7時  
土・日・休日 午前9時～午後6時

休館日 館内整理日（毎月第4木曜日）、年末年始（12月29日～1月3日）、  
蔵書点検期間

図書館のご利用については直接お問合せいただくか、下記ホームページでご確認ください。

<https://www.lib-city-hamamatsu.jp/access/johoku/index.html>

## 5 野焼きのけむりで困っている人がいます！！



野焼きの苦情の件数は年々増加しており、2021年は150件以上の苦情が浜松市へ寄せられました。野焼きは、屋外で行う焼却行為のことを指し、法律では原則禁止の行為です。

農業を営むためのやむを得ない草木等の焼却（灰の利用や害虫駆除を目的とした焼却など）は禁止の例外となっていますが、周辺的生活環境に迷惑とならないよう配慮（※）することが大切です。苦情があれば、悪臭防止法や静岡県条例に基づき、中止の指導をすることもあります。

※配慮とは次のような行為です。

- ・農業用の灰作りは、必要最小限にする。焼却時は、火元を離れない。
- ・風の強い日や風が民家へ向いている日は避ける。洗濯物を干している時間帯は避ける。
- ・近所へひと声かける。など

《問い合わせ先》 〒432-8023 浜松市中区鴨江三丁目1番10号  
環境部 環境保全課 大気・騒音対策グループ  
TEL 053-453-6170

## 6 「柑橘産地生産強化基盤整備プロジェクト」を実施しています

静岡県西部農林事務所では、浜松市北区三ヶ日町を中心とした浜名湖湖北地域で「柑橘産地生産強化基盤整備プロジェクト」を実施しています。

柑橘産地の多くは、急傾斜で営農条件が厳しく、また生産者の高齢化が進み、販売農家数が減少していることから、ブランド力を維持していく生産力の強化が求められています。このため、基盤整備（園地の区画整理や園内道整備）を実施することで、農作業の機械化による労力軽減や担い手への農地集積・集約化を支援しています。

プロジェクトの一環で実施中の「三ヶ日みかんの里地区」では、令和2年度に2.0haの樹園地（みかん）を新たに造成し、令和3年3月に植え付けが行われました。

静岡県西部農林事務所農村整備課 053-458-7224

【三ヶ日みかんの里地区（日比沢工区）】

【実施前】



【実施後】

